

ときは、その承認を取り消すことができる。

10 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の四第一項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、
「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第九十条第七項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項の次に次の六項を加える。

6 第一項の規定に該当するみなし揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する

場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該みなし揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一 当該みなし揮発油を移出した者と当該みなし揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該みなし揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7 第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該みなし揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわら

ず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8 第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不相当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9 税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不相当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条の二第二項中「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に、「第十四条の二第七項」を「第十四条の三第七項」に改め、同条第五項中「前条第六項及び第七項」を「前条第十二項及び第十三項」に改める。

第九十条の三の三第一項中「手続」を「ところ」に改め、「納税地」の下に「(石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。)」を加え、「石油石炭税法」を「同法」に改める。

第九十条の三の四第一項中「及び石炭」の下に「(前条の規定の適用を受けたものを除く。)」を加える。

第九十条の十二第二項第四号イ(2)中「(昭和五十四年法律第四十九号)」を削り、「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改め、同条第四項中「第三項まで」の下に「若しくは第五項」を加える。

第九十条の十三中「平成三十年四月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の十四第一項中「並びに衝突」を「衝突」に、「を装備した」を「又は車線からの逸脱に対

する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上の装置を装備した」に、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上の基準に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。）を「乗合自動車等」に、「及び同法」を「同法」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上

の基準に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 車両総重量が五トン以下の専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。以下この条において「乗合自動車等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項第四号に掲げる」を「車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合す

る」に、「平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から同年十月三十一日」に、「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第三項中「検査自動車」の下に「第一項又は」を加え、「平成二十七年五月一日から平成三十年四月二十日（第五号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十月三十一日）」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「車両総重量が十二トンを超える乗合自動車等」を「乗合自動車等又は車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下の貨物自動車」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「第九十条の十二第二項又は」を「第一項若しくは第二項又は第九十条の十二第二項若しくは」に、「平成二十九年四月一日から平成三十年四月三十日」を「平成三十年五月一日から平成三十一年十月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車にあつては平成三十年十月三十一日、車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車にあつては平成三十二年十月三十一日）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に

次の一項を加える。

5 次に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置（第一号に掲げる検査自動車にあつては、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備したものととして財務省令で定めるものについて平成三十一年十一月一日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成三十年十一月一日）から平成三十三年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 第一項第一号に掲げる検査自動車

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗合自動車等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係

る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十三条第五項中「及び第七十条の六第四十項」を「第七十条の六第四十項」に、「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に、「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に、「第二十七項並びに」を「第二十七項、」に、「並びに第七十条の七の五第十二項（第七十条の七の八第十二項）を「第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項（第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。）並びに第七十条の七の九第十二項（第七十条の七の十二第十二項）」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同表の市町村の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第十六条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「が千」を「が百」に改める。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第十七条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「ない」を「、ない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される同編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第七十五条の三第一項中「定

める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」と、租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「第四十二条の五第五項、」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）

による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第十七条の二第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第四十二条の五第二項及び第三項」を「第四十二条の五第二項」に改め、「第四十二条の十二の五」の下に「第四十二条の十二の六第二項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第

七十条を除く。)の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 法人税法第四百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第四百四十四条(同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五 法人税法第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

13 租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第四項の規定の適用がある場合におけ

る第十一項の規定の適用については、同項中「又は第三編第二章第二節（第四百十三條を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十六條の七第四項及び第六十六條の九の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十條の二又は第四百四十四條の二の三」とあるのは「同法第六十六條の七第七項及び第六十六條の九の三第七項並びに法人税法第七十條の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の七第四項及び第六十六條の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第十七條の二の二第八項を次のように改める。

8 前條第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同條第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次條第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七條の二の三第八項を次のように改める。

8 第十七條の二第十一項から第十三項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合につい

て準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の三第五項を次のように改める。

5 第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の二第四項を次のように改める。

4 第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の二第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の三の三第四項を次のように改める。

4 第十七条の二第十一項から第十三項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは、「第十七条の三の三第一

項」と読み替えるものとする。

第十七条の四第一項中「第六十八条の十五の七第一項各号」を「第六十八条の十五の八第一項各号」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十二條の二 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人である法人がこの章(次条から第三十三条までを除く。)の規定(これに基づく命令を含む。)その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章(第二十三条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。) (法人税法等の特例) の規定(これに基づく命令を含む。 同項において同じ。)、同法第二十二條の二(電子情報処理組織による申告の特例) に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十二條の二に規定する政令で定める規定、」とする。

第二十五條の二第十二項を次のように改める。

- 12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一條の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第二十五條の二第十四項中「第十一項まで及び前項」を「前項まで」に改め、同項を同條第十六項とし、同條第十三項中「第六十八條の十第二項及び第三項」を「第六十八條の十第二項」に、「並びに第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の七第二項並びに第六十八條の十五の八」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十二項の次に次の二項を加える。

- 13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除

く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十、第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び震災特例税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び震災特例税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

五 地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額を含むものとする。

14 租税特別措置法第六十八条の九十一第四項又は第六十八条の九十三の三第四項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除並びに租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法」とあるのは「同法第六十八条の九十一第七項及び第六十八条の九十三の三第七項並びに法人税法」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とする。

第二十五条の二の二第八項を次のように改める。

8 前条第十二項から第十四項までの規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第二項及び第三項」